

# 現地審査の旅費に関する規定

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規定は、JAPHIC マーク制度運営要領第2章第6条に基づき、現地審査の費用（以下、「旅費」という。）について定めることを目的とする。

(旅費)

**第2条** 認定審査機関は、申請事業者に対して旅費として、以下の交通費及び宿泊費を請求する。

(1) 交通費 現地審査に伴って発生した鉄道運賃（グリーン券を除く）、航空運賃、船舶運賃、電車・バス運賃、必要に応じてタクシー賃の実費を事業者に請求する。ただし、航空運賃は、認定審査機関の所在地を基点として、路線距離が550キロメートル以上、もしくは鉄道で片道4時間以上かかる場合に請求することができる。また、鉄道運賃は、現地審査当日に適用される運賃（普通車指定席特急券）、航空運賃は現地審査当日に適用される往復割引運賃（当該設定のない繁忙期は普通運賃）に基づき請求する。

(2) 宿泊費 現地審査1社につき1泊10,000円とする。ただし、宿泊費は原則として以下のいずれかの場合に請求することができる。

- イ. 認定審査機関の所在地を基点として、審査対象地が140キロメートル以上にある場合。
- ロ. 認定審査機関の所在地を基点として、移動時間及び審査時間の合計が10時間を超える場合。
- ハ. その他、上記イ、ロに準じると認定審査機関が判断した場合。
- ニ. 現地審査終了時刻から出発の最寄り駅に帰着可能な交通手段がない場合。
- ホ. 天災その他特別の事情によりやむを得ない場合。

(請求および振込)

**第3条** 認定審査機関は現地審査終了後に旅費を請求する。

2. 現地審査を受けた申請事業者は、速やかに認定審査機関が指定する金融機関に交通費及び宿泊費を振り込むものとする。ただし、振込手数料は申請事業者の負担とする。

3. 請求にあたって認定審査機関は、交通費及び宿泊費に関する領収書ないしその写しを添付しないものとする。

(審査の中止)

**第4条** 認定審査機関は、旅費の振込のない間、現地審査を中止することができる。

(規定の公表)

**第5条** 本規定、認定審査機関 株式会社アースのウェブサイト上に公表する。

(改定)

**第6条** 本規定の改定は認定審査機関 株式会社アースに従うものとする。

附則

この規定は、平成21年10月20日から施行する。

附則

**第1条** 本規定第2条の規定に関わらず、以下を適用する。

- (1) 交通費の請求金額に関しては認定審査機関 株式会社アースのウェブサイト上に公表されている、交通費料金表を適用する。

**第2条** この規定は平成21年10月20日から施行する。

以上